

第2回 緑園地区義務教育学校開校準備部会会議録	
日 時	平成 29 年 1 月 13 日（金）19 時～21 時 00 分
開 催 場 所	緑園東小学校 図書室
出 席 者 （ 2 3 名 ）	長谷川部会長、田中副部会長、八谷委員、杉山委員、田村委員、 成田委員、大場委員、佐藤委員、小泉委員、田嶋委員、三尾委員 鈴木委員、山口（正）委員、今井委員、三上委員、棚井委員、神吉委員、生亀委員、 山口（こ）委員、小宮委員、副島委員、廣淵委員、川口委員
欠 席 者 （ 1 名 ）	中村委員
開 催 形 態	公開（傍聴者 1 人）
議 題	1 緑園地区義務教育学校の概要及び通学区域案等について 2 学校名案について
決 定 事 項	1 緑園地区義務教育学校の通学区域案等について、結論が保留となっている地域 については引き続き検討し、次回の部会で報告することとなった。 2 学校名案の選定方法については、公募方式とし、緑園西小学校・緑園東小学校 の児童及び保護者、教員から学校を通じて学校名案アンケートを取ることとなっ た。なお、実施時期は現小学校 1～3 年生（平成 34 年度開校時の 7～9 年生） の保護者への説明時期等を踏まえて検討することとなった。
議 事	<p>1 緑園地区義務教育学校の概要及び通学区域案等について</p> <p>（事務局）：（緑園地区義務教育学校の概要及び通学区域案等について説明。） 前回の開校準備部会で、途中学年で学校を移っていただくことにつ いて話題となったが、今回改めて教育委員会事務局の考え方につ いて説明したい。まず、学校は全学年の児童・生徒が在籍しているこ とが教育活動上非常に重要だと考えている。実例でいうと、直近で は都筑区の早渕中や青葉区のおかね台中でも同様となっている。平 成 34 年度に義務教育学校が開校する際には、その通学区域内の 2 年生から 6 年生の児童は緑園西小・緑園東小から義務教育学校に、 8 年生から 9 年生の生徒は岡津中・名瀬中から義務教育学校に移っ ていただくことが原則と考えている。</p> <p>また、旭区方面に通学区域を広げることについては、旭区役所と内 部調整をしているところだが、区を跨ぐ通学区域の調整を新たに行 うのはどうなのかという意見をもらっており、現在のところ、通学 区域の調整については困難な状況と考えている。</p> <p>（部会長）：「現在の緑園西小及び緑園東小の通学区域を基本とする」という通 学区域案について、各地域からの意見を伺いたい。</p> <p>（委員）：緑園地区は、今の案で問題ないと思っている。</p> <p>（委員）：名瀬たかの台自治会及びエステ・アベニュー緑園都市自治会も、今</p>

の案で問題ないと思っている。

(副部会長) : 名瀬第四町内会では、名瀬小と緑園東小に通っている現2年生・3年生の保護者が今後について非常に心配している。平成34年度の義務教育学校開校時には新8・9年生になるが、保護者としては、現在指定地区外就学許可制度により名瀬小に通っているこどもたちがこのまま名瀬中に進学することを希望しているので、問題なく名瀬中に進学できるのであれば特に異論はない。

緑園東小のこどもたちは現在名瀬中に進学しているが、義務教育学校の通学区域とすることについては概ね問題ない。

町内会で考えが分かれているため、現在アンケート調査を進めているところだ。次回の部会までに回答がまとめられるだろう。

(委員) : 中川地区全体としての結論はでていないが、子ども会を中心にして岡津町西部町内会から通学区域の検討結果をいただいている。アンケートの結果、総意として“緑園地区義務教育学校の通学区域としたい”ということだ。会長の意見がまだ反映されていないようだが、どちらにせよ、こどもたちも義務教育学校へ行くことを望むだろうし、今までの仲間と離ればなれになりたくないといった意見もある。

岡津第四町内会の一部は、なぜ緑園西小との特別調整通学区域となっているのか。

(事務局) : 特別調整通学区域が設定されている地域は、指定校としては岡津小となる。元々岡津小の通学区域だが、平成20年に、特別調整通学区域を設定して、岡津小か緑園西小かを選べるように設定した経緯がある。

(委員) : 町内会としては、特別調整通学区域を解除するかどうかという問題になる。町内会の中で、通学する学校が分かれることで地域が分断されるのは困る。

(委員) : 堂山団地自治会は特別調整通学区域が設定されていて、緑園地区に比べ複雑になっている。自治会の役員会としては、現在の通学区域案に対して反対意見はなかったが、緑園西小開校時、新橋小から緑園西小に転校した経験を持つ保護者の方から、「緑園西小から新橋小へ再度転校することは繰り返したくない」という意見があったほか、高齢者の方の要望より若い保護者の意見を尊重した方がいいのではという声もあった。また、子ども会での結論は、義務教育学校に行くのが自然の流れということだった。その際、未就学児の保護者やこれから出産予定の保護者もいて、このような保護者の方々の意見を伺い、これからも情報提供を行う必要があるのではとの意見があった。2月中に該当する方々に通学区域の説明をし、意見を伺

う場を設ける予定だ。

(委 員) : 新橋上自治会では、自治会役員からは義務教育学校に行くのが筋だろうという意見を得た。その一方で、新橋連合自治会の役員から、緑園西小が義務教育学校の開校と同時に閉校になるため新橋小へ通学区域を変更できないかという意見があった。これから再度調整することになる。

(部 会 長) : 現在の通学区域案について4地区の意見をまとめると、緑園地区は了承、名瀬地区は名瀬第四町内会、中川地区は一部地域、新橋地区は新橋上自治会について引き続き検討が必要な状況ということだ。

(委 員) : 名瀬第四町内会先端部分の、川の向こう側の一部地域は名瀬小の通学区域になっている。その地域のこどもたちは義務教育学校に通うのか、それとも名瀬中に通うのか。

(事 務 局) : 事務局としては、義務教育学校の通学区域は、緑園西小と緑園東小の通学区域を基本として考えている。そうなると、現在、名瀬小に指定されている住所にお住まいの方は、今後通学区域を広げない限り、名瀬小・名瀬中の通学区域のままとなる。ただし、その地域のこどもたちが義務教育学校に通えるよう通学区域を広げたい要望があれば、教育委員会事務局として検討できるので、町内会長も交えてご相談させていただければと思う。

(部 会 長) : まだ結論がでていない地域もあるので、それらについては、次の部会までに検討をお願いし、次回の部会で報告するということがよろしいか。

(一 同) : 了承。

2 学校名案について

(事 務 局) : (学校名案の選定方法について説明。)

(委 員) : 遅くともいつまでに決める必要があり、ここでの検討時間をどれだけもらえるのか。例えば、公募して3つ、4つと案がでてきたところでそれを部会で検討するとした場合、当然時間がかかるが、時間的余裕はどこまであるのか。

(事 務 局) : 条例改正をするためには学校名が決まっていなければいけない。その前に、この部会で学校名案を固め、教育委員会に答申していくという手続きを踏む必要がある。部会が立ち上がり、部会委員のみなさまにはお忙しいところ集まっていただき議論しているので、あまりゆっくりと部会を進めるのはどうかと思っている。いつまでと答えるのは難しいが、教育委員会事務局としては、本日も検討いただき、選定方法を含めてできるだけ決定していただきたいと思って

いる。

(委 員) : 少なくとも学校名案に「緑園」という地区名は入るだろうと思っている。こどもたちから公募した場合、地区ともわからないような名前やいろいろな発想がでてくると思う。「緑園」という地区名が入らなくても学校名案としてはあり得るのか。

(事 務 局) : 基本的なルールはあるが、「緑園」という地区名をつけるかつけないかといった部分を含めて部会で決定していただくこともできる。また、「緑園」というものに絞って、それに何かを足した形(「緑園〇〇」等)で公募しようとか、もしくは、絞らずに学校名案を自由に公募して、その結果を踏まえた上で、部会で検討していくこともできる。

(委 員) : 私の自治会では、保護者会を開いた際に、学校名案については「緑園学園」がいいのではないかと提案があった。一番簡単な公募方法は、緑園西小・緑園東小とそれぞれの小学校でこどもたちと保護者を対象に公募する形ではないかと思う。

(副部会長) : 時間的な問題として、一か月ほどで、こどもたちからアンケートを回収できるのか。配付資料には、3月の第3回部会でアンケート結果を基に審議と書いてあるが、日程がタイトすぎるのではないかと思う。

アンケートでは学校名案を決めるのか、規則名案を決めるのか、そこを詳しく説明してほしい。

(事 務 局) : これまでも新設校などの場合、校長の協力を得て児童からアンケートをとることがあり、1日でアンケートをとった学校もあるので、時間的な問題はないと考えている。その後の集約は教育委員会事務局で行い、第3回部会で結果発表をして審議を行う流れになる。

例えば、その場でこれはどうかという学校名案を決めていただき、それをもう一回地域に持ち帰って再度確認する形で第4回以降に繋げていくこともできると思う。また、学校名案と規則名をどのように決めるのかということだが、まずは公募方式なのか部会検討方式なのかをこの場で決め、その上で公募をするということであれば、(例にあがっている)霧が丘義務教育学校の規則名である霧が丘学園の「学園」としている部分について、本部会ではどのようにするかをご検討いただきたい。

(委 員) : 学校名と規則名を同一にするのはどうか。霧が丘の例にあてはめると、学校名は「横浜市立(霧が丘学園)義務教育学校」で、通称名も「(霧が丘学園)」とするということ。市会で決める名前を「横浜市立(緑園学園)義務教育学校」にして、規則名も「横浜

	<p>市立義務教育学校（緑園学園）」と一緒にすれば、混乱が起こらないのではないかと。</p> <p>（事務局）：混乱という点では霧が丘でも話題になった。規則名を定めた場合には、基本的にさまざまなものを規則名で明記することになる。</p> <p>（委員）：それならば、公募の際は規則名でアンケートを取るのはいかがでしょうか。子どもたちを対象に公募し考えてくれた学校名であれば、子どもたちは学校に愛着を持つと思う。</p> <p>（委員）：子どもたちが自分で通う学校の名前を考えるのは大事だと思う。しかし、現在の小学校1～3年生が平成34年度開校時に中学校1～3年生になるが、幅広く深く考えられる現在の高学年の子どもたちは義務教育学校に通学しないことになる。公募を行う時に、どの子どもたちをアンケートの対象にするかという問題がある。実際に義務教育学校に通学する小学校1～3年生の子どもたちは、発達段階的に遠い将来のことを明確に考えられない。公募するからには、子どもたちには真剣に考えてもらいたい。</p> <p>（部会長）：公募でなければアイデアや意見が集まりづらいと思う。</p> <p>（委員）：関心持っている方々、つまり、子どもを育てている保護者を中心に公募するという手もある。小学校1～3年生ではきちんと判断できないという意見もあったので、それならば、保護者の意見も参考に入れることができれば、真剣に考えてもらえる可能性がある。</p> <p>（委員）：学校の名前を一番に使うのは子どもたちと先生だと思う。先生の意見も重要なので是非聞いて考えてもらえればと思う。</p> <p>（事務局）：参考に、事例を紹介したい。新設校を作る場合は設計・工事の期間もあるのでかなり前から学校名案を検討する。そのため、新設校の対象になるのはその時点の低学年になることが多い。そのときは低学年の子どもだけでなく、全学年で一緒に考えてもらうのが一般的となっている。</p> <p>（委員）：例えば、学校で子どもたちにアンケートを配付し、保護者と一緒に考えてほしいと言え、大人の意見と子どもの意見が両方入るのでいいのではないかと。</p> <p>（一同）：異議なし。</p> <p>（部会長）：それでは、子どもと保護者あるいはご家族、そして先生に学校名案を考えてもらうということによろしいか。先生方の意見を聞くことについて、校長から意見はあるか。</p> <p>（委員）：教員は自由参加ということでお願いしたい。</p> <p>（事務局）：アンケートについては、わかりやすくなるよう校長と相談しながら作成したい。</p>
--	---

(部会長) : 学校名案の選定方法としては公募方式とし、こども、保護者・ご家族、先生方を中心に行うこととする。アンケート結果を受け、部会の場で審議することとしたい。

(事務局) : 規則名だけを公募して、そのまま条例上の学校名にするということか。

(委員) : 規則名でもあり、学校名でもあるということ。アンケートでは、「学校名をみんなで考えよう」と書いて公募する。

(副部会長) : 町内会では「緑園学園」と意見がでていたが、「学園」をつけるかつかないかも含めて公募するということでよいか。

(部会長) : 異論はないと思う。

(事務局) : 規則名はなしとすることもできる。義務教育学校という言葉にまだ馴染みがなく、浸透していないところもあり、こどもたちがわかりやすく、地域の方にも親しみをもってもらいやすくということで、「横浜市立義務教育学校 霧が丘学園」という言い方をしているというところ。

ここで一度整理、確認させてほしい。公募対象は、緑園西小・緑園東小の現在の1～6年生までの児童とし、その児童の保護者とも相談してもらった上で応募してもらおう。合わせて、教員は自由参加とする。学校名案の取り方については、規則名をつける・つけないを含め、新しい学校名をどうするかについて聞く。アンケート方法については、教育委員会事務局と緑園西小・緑園東小の校長とで考えるが、わかりやすい方法を取りたいと思うので、できればPTAの方々にもご意見をいただきたい。そのアンケートにより多くの意見が集まると思うが、結果については第3回の部会で発表をするので、結果をもって学校名案をどうするかについて部会で審議していただくということによろしいか。

(一同) : 異議なし。

(委員) : 学校名と規則名はイコールなのか。

(事務局) : それについても、第3回部会でアンケート結果が出たあとに委員のみなさまで決めていただきたい。あまり縛りをかけずに学校名案を公募し、アンケート自体はわかりやすいように教育委員会事務局・学校・PTAで決めたいと思う。

(委員) : 3月の部会までにアンケートをとるのはタイトだと感じる。通学区域の検討が続く中で、いきなりアンケートを渡して書かせるのはどうなのか。もう少し、その辺の整理ができてからでも遅くはないように思う。こどもたちや保護者にも義務教育学校ができる旨の説明をしっかりとしなければならぬし、その上で学校名案を公募したいので協力してほしいというのがきちんとした手順な

のではないかと。さらに、現小学校1～3年生までの児童の保護者は、子どもたちが平成34年度開校時に7～9年生になるのだから、趣旨についても説明してからアンケートを取ったらいのではないかと。

(委 員) : 8～9年生の問題について、私たちは部会で何度も教育委員会事務局から説明がありだんだん理解を深めているところだが、当該保護者たちは、プリントでは確かに部会ニュースが発行されたが、特に小学校2～3年生の保護者たちは中2・中3の時にはどうなるのかなという不安を持っている。部会ニュースの内容どおりになることをきちんと説明した上で学校名案を募ると、何の説明もないまま学校名案を募るとでは、保護者の受け止め方が違って来る。それまでに何らかの説明を学校側としては保護者までさせていただきたい。3月に学校名案を決めるなら、2月までに、平成34年度に8～9年生に該当する児童の保護者に詳しいことを説明したい。

(事 務 局) : スケジュール的には、教育委員会事務局としてこのようなペースで進めることができればと思っているが、あくまでも部会のなかでの審議なので、私どもからいつまでということはない。ただ、これだけの地域のみなさまにお話ししている中で間延びしないように、何回も伸ばすということではなく、スピード感をもって進めたいと思っている。学校との調整も必要だと考えているので、何月ということではないがご協力いただければと思う。

(委 員) : 先ほどと同様の意見を、保護者の方からも頂いている。現小学校3年生の保護者の方たちには、できるだけ早期に子どもたちが学校を移らざるをえない状況を学校できちんと説明していただきたい。子どもたちが納得できない限りは、現小学校3年生の保護者は私立受験を考えるようになるので、その場合はこの4月までに塾に申し込まないといけない。そのため、4月以前に学校側から説明していただきたいとの要望を受けた。

(委 員) : こちらでも、町内会でアンケートをとって、不安がすごくあるといった回答が多かった。なぜかと言えば、説明がきちんとされていないということだ。だから、よくわからない。せっかく進めようとしていることが無駄になり、後で大きな反対運動になると収拾がつかないので、今の段階で時間がかかってもきちんと皆さんに理解してもらうことが必要だ。小学校1～3年生の子どもを持つ、困っている保護者に、3月までにじゃなく、4月でもいいから説明をして、その後でアンケートを取るようにはできないのか。

	<p>(部 会 長) : 3月の部会では、通学区域の状況説明を各地域にさせていただくということ、次回部会までに学校名案のアンケートが取れている場合には、具体的な審議ができればと思う。</p> <p>(事 務 局) : 調整等が進み、ご理解がいただけたということがあれば次回までの間に学校名案のアンケートを実施することもあるかと思う。</p> <p>(副 部 会 長) : 通学区域がある程度決定してから、学校名案に議題を移行していくことの方が、委員の意見から言うと、大勢を占めていると思う。丁寧にPTAの方々や関連するの方々などに説明をし、同時にアンケートについても説明して、並行しながら通学区域を決めていくということで、3月の部会である程度の方向性が出ればいいのかと思う。</p> <p>(委 員) : その方が、学校名案を公募することについて説明がしやすいのではないかと思う。</p> <p>(事 務 局) : ご意見を踏まえて教育委員会事務局として検討させていただく。いずれにしてもアンケートはやる方向だが、説明のタイミングや方法等は学校と相談しながら調整させてほしい。</p> <p>(部 会 長) : それでは、通学区域を3月の部会で煮詰め、保護者向けの説明を教育委員会事務局がどのタイミングでやるかによって学校名案アンケートの時期が決まるということによいか。</p> <p>(一 同) : 了承した。</p>
<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 次第</p> <p>(2) 委員名簿</p> <p>(3) 席次表</p> <p>(4) 緑園地区義務教育学校の概要及び通学区域案等について</p> <p>(5) 学校名案について</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は、3月2日(木)19時から公開により開催予定。開催場所は、緑園東小学校 図書室。</p>